

○職員の管理職員特別勤務手当に関する規則

制 定 平 26. 3. 19 規則 1
最近改正 令 2. 11. 20 規則 4

(趣旨)

第 1 条 職員の給与に関する条例(昭和 3 4 年大和川右岸水防事務組合条例第 8 号。以下「条例」という。)第 38 条の 2 の規定による管理職員特別勤務手当の支給については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(支給対象)

第 2 条 条例第 38 条の 2 第 1 項及び第 2 項の地方公務員法(昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。)第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項に規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及び大和川右岸水防事務組合事務一般職の任期付職員の採用に関する条例(令和 2 年大和川右岸水防事務組合条例第 1 号)第 2 条の規定により採用された職員(以下「一般職の任期付職員」という。)以外の職員(以下「常勤の職員」という。)で課長級以上の職にある職員とする。

(手当額)

第 3 条 条例第 38 条の 2 第 3 項の管理者が定める額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 条例第 38 条の 2 第 3 項第 1 号に該当するもの

| | 常勤の職員 | 再任用職員及び一般任期付職員 |
|-------------|---------|----------------|
| 事務局長の職にある職員 | 10,000円 | 8,500円 |
| 課長級の職にある職員 | 8,500円 | |

(2) 条例第 38 条の 2 第 3 項第 2 号に該当するもの

| | 常勤の職員 | 再任用職員及び一般 任期付職員 |
|-------------|------------|--------------------|
| 事務局長の職にある職員 | 5, 0 0 0 円 | 4, 3 0 0 円 |
| 課長級の職にある職員 | 4, 3 0 0 円 | |

2 条例第 38 条の 2 第 3 項第 1 号の管理者が定める勤務は、勤務に従事した時間が 6 時間を超える場合の勤務とする。

(支給日)

第 4 条 管理職員特別勤務手当は、特別な事情のない限り、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

(施行の細目)

第 5 条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則 (平 26. 3. 19 規則 1)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 27. 3. 23 規則 1)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 28. 3. 24 規則 5)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令 2. 11. 20 規則 4)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。